

# 地方独立行政法人鳥取県産業技術センター試験研究に係る機器及び設備の開放 及び管理に関する規則

平成 19 年 4 月 1 日 制 定  
令和 2 年 8 月 17 日 最終改正

## (目的)

第 1 条 この規則は、地方独立行政法人鳥取県産業技術センター定款第 11 条第 3 号の規定に基づき、地方独立行政法人鳥取県産業技術センター（以下「センター」という。）が保有する試験研究等に係る機器及び設備の開放利用及び管理のために必要な事項を定める。

## (開放機器等)

第 2 条 センターが開放する試験研究に係る機器及び設備（以下「開放機器等」という。）は別表に掲げるとおりとする。

2 電子・有機素材研究所長、機械素材研究所長、食品開発研究所長及び企画・連携推進部長（以下「所長」という。）は特に必要があると認めるときは、別表に掲げる機器及び設備以外の試験研究に係る機器及び設備を開放することができる。

## (利用時間)

第 3 条 開放機器等の利用時間は、次のとおりとする。

(1) 連続して 1 日以上の実験及び測定等が必要な開放機器等又は実験及び測定等が終了後自動に停止することにより職員の立ち会いを必要としない開放機器等（別表にその旨記載した開放機器等に限る。） 終日（自動に停止した時点までの利用の場合を含む。）

(2) 前号に掲げる機器及び設備以外の機器及び設備 午前 9 時から午後 5 時まで

2 前項の規定にかかわらず、所長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用時間を変更することができるものとする。

(1) 開放機器等の利用内容等から利用時間の変更をすることがやむを得ないとき。

(2) 開放機器等を含むセンターの施設及び設備の保守点検を行うとき。

(3) その他センターの管理上やむを得ないと認めるとき。

3 第 1 項第 2 号に掲げる機器及び設備は、次に掲げる日は利用できないものとする。ただし、所長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 22 年法律第 178 号）に規定する休日

(3) 12 月 29 日から 1 月 3 日まで

## (仮予約の申込み)

第 4 条 開放機器等を利用しようとする者は、次条の利用申込みに当たり、あらかじめ当該開放機器等の管理を担当する研究員（以下「研究員」という。）に、口頭その他の方法により当該開放機器等の利用の仮予約を依頼するものとする。

2 研究員は前項の仮予約の依頼を受けたときは、他の者からの利用申込み、仮予約及びその他当該開放機器等の使用がないことを確認した場合には、仮予約を承認（以下「仮予約承認」という。）するものとする。

(利用申込み)

第5条 前条の規定による仮予約承認を受けた者（以下「申込者」という。）は、機器を利用しようとするときは、開放機器等利用申込書（様式第1号）を所長に提出するものとする。

2 前項の利用申込書は、利用しようとする日（当該利用が2日以上にわたる場合は、その初日）の6月前から2日前までに提出しなければならない。ただし、所長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、同項各号に定める期間前においても、第1項の利用申込書を提出することができるものとする。

(1) 国、地方公共団体その他の公共的団体が利用しようとするとき。

(2) その他公益性を有すると認められる事業のための利用で、所長が特に必要と認めるとき。

(利用の許可)

第6条 所長は、前条第1項の利用申込書が次の基準を満たしている場合には、利用を許可するものとする。

(1) 利用の申込者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条に規定する指定暴力団又は同法第4条に規定する指定暴力団連合で、開放機器等を利用させることが指定暴力団又は指定暴力団連合の利益になるおそれがないとき。

(2) 開放機器等の利用目的等が、公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがないとき。

(3) 開放機器等の騒音、長時間にわたる継続利用等、他の利用者に著しく迷惑を及ぼすおそれがないとき。

(4) 開放機器等をき損し、又は著しく汚損するおそれがないとき。

(5) 開放機器等の操作に十分な技術力を有していると認められるとき。

(6) その他センターの施設及び設備の管理上支障がないと認められるとき。

(7) 利用により得られた成果物を直接に販売しないと認められるとき、趣味のために使用しないと認められるとき、その他センターの設置目的に反しないと認められるとき。

2 所長は、前項の規定による許可（以下「利用許可」という。）を決定したときは、前条の利用申込書に受付印を押印し、その写しを利用者に交付するものとする。

3 利用者は、職員の請求があったときは、前項の規定により交付を受けた書面を提示しなければならない。

4 所長は、利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該利用許可を取り消すことができる。

(1) この規則又はこの規則に基づく規程に違反したとき。

(2) 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。

(3) 利用許可の条件に違反したとき。

(4) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。

(5) その他センターの管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(利用許可等の変更)

第7条 利用者は、仮予約承認又は利用許可（以下「利用許可等」という。）の内容を変更しようとするときは、研究員に申し出なければならない。

2 利用許可等の内容変更の申し出を受けた研究員は、他の者の仮予約承認、利用許可及びその他当該開放機器等の使用に支障がないことを確認した場合は、当該利用許可等の内容の変更を承認するものとする。

(利用許可等の辞退)

第8条 利用者は、仮予約承認又は利用許可を受けた開放機器等の利用を辞退しようとするときは、速やかに研究員に申し出なければならない。

2 研究員は、前項の開放機器等の利用辞退の申し出を受けたときは、速やかに当該利用に係る利用許可等を取り消すものとする。

(原状回復等)

第9条 利用者は、利用を終了し、又は第6条第4項の規定による利用許可の取消しを受けたときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。

2 利用者の故意又は過失によりセンターの施設設備を損傷し、又は汚損した者は、所長の指示するところにより、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。

(行為の制限等)

第10条 利用者は、センターにおいて次の行為をしてはならない。

- (1) センターの施設設備を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- (2) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
- (4) その他所長が別に定める行為

2 所長は、前項の規定に違反し、そのおそれのある者に対しては、開放機器等の利用を拒むことができる。

(指示)

第11条 所長は、センターの適正な管理を図るため必要があると認めるときは、利用者に対し、必要な措置を命じ、又は必要な指示をすることができる。

(施設設備の滅失の届出)

第12条 利用者は、センターの施設設備を滅失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を研究員を経由して所長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(利用終了の届出)

第13条 利用者は、開放機器等の利用を終了したときは、直ちにその旨を職員に届け出て、その点検を受けなければならない。

(使用料)

第14条 開放機器等の利用については、別表に定めるところにより使用料を徴収する。ただし、利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合においては、それぞれ当該各号に定めるところにより使用料を徴収する。

- (1) 第3条第1項第2号に掲げる施設及び設備について、同条第2項第1号の規定により利用時間を変更して利用（以下「時間外利用」という。）するときは、前項の規定により算定した使用料に、第3条第1項第2号に定める時間を越える利用時間数に時間外使用料として1時間につき2,400円を加算する。

- (2) 第3条第1項第2号に掲げる施設及び設備について、同条第3項のただし書きにより、同項第1号から第3号までに定める日の利用（以下「休日利用」という。）を認めたときは、第1項の規定により算定した使用料に、利用時間数に休日使用料として1時間につき2,400円を加算する。
- (3) 利用者の住所地又は利用者が勤務する事業場の所在地が鳥取県の区域以外の区域（島根県、岡山県、広島県、山口県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県を除く。）に存する者（以下「県外利用者」という。）が開放機器等を利用するときの使用料は、別表に定める基準額に2を乗じて得た額を基準額として算定した額とする。
- (4) 県外利用者の時間外利用及び休日利用に係る使用料は、第1号及び第2号の規定を準用する。
- 3 前2項の規定により算定した使用料に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

#### (使用料の支払)

- 第15条 利用者は、前条の使用料を第5条第1項の利用の申込みの際に、又は第13条の利用終了の届け出後速やかに支払うものとする。
- 2 前項の規定に関わらず、所長は、利用者があらかじめ申し出をした場合には、利用日の翌日以降に支払期限を定めて支払を求めることができる。

#### (使用料の減免)

- 第16条 所長は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。
- (1) 鳥取県、島根県、岡山県、広島県又は山口県の職員が公務のために開放機器等を利用するとき 使用料の免除
- (2) 児童、生徒又は学生が、学校教育の一環として開放機器等を使用するとき 使用料の免除
- (3) 産業技術センター起業化支援室若しくは産学官共同研究推進室入居者又は財団法人鳥取県産業振興機構貸研究室入居者で、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（以下「新事業活動促進法」という。）の認定を受けている者が、その認定計画期間中に開放機器等を利用するとき 使用料の免除。ただし、使用料の合計額が10万円を超える場合は、その超える額の2分の1に相当する額を徴収する。
- (4) 産業技術センター起業化支援室若しくは産学官共同研究推進室入居者又は財団法人鳥取県産業振興機構貸研究室入居者で、国の競争的資金に係る産学官共同研究プロジェクト（以下「産学官共同研究プロジェクト」という。）に参加している者が、その参加期間中に開放機器等を利用するとき 使用料の免除。ただし、使用料の合計額が10万円を超える場合は、その超える額の2分の1に相当する額を徴収する。
- (5) 新事業活動促進法、特定産業集積の活性化に関する臨時措置法、産業活力再生特別措置法又は中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（中小企業地域資源活用促進法）の認定を受けている者が、その認定を受けている期間中に開放機器等を利用するとき 使用料の2分の1に相当する額に減額
- (6) 産学官共同研究プロジェクトに参加している者が、その参加期間中に開放機器等を利用するとき 使用料の2分の1に相当する額に減額
- (7) センターとの間で共同研究契約を締結している者が、その共同研究の実施のため開放機器等を利用するとき 使用料の2分の1に相当する額に減額

- (8)「県内に主たる事務所を置く小規模事業者登録要領」(平成27年3月23日付第201400198703号(地独)鳥取県産業技術センター企画総務部長通知)の登録を受けている者が、その登録を受けている期間中に開放機器等を利用するとき 使用料の2分の1に相当する額に減額
- (9)「新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けている事業者登録要領」(令和2年4月24日付第202000000181号(地独)鳥取県産業技術センター企画・連携推進部長通知)の登録を受けている者が、その登録を受けている期間中に開放機器等を利用するとき
- ア 前号の登録を受けている者 前号の規定にかかわらず使用料の3分の1に相当する額に減額
- イ 前号の登録を受けていない者 使用料の2分の1に相当する額に減額
- (10) その他産業の振興を図るため、所長が特に必要があると認めたとき 使用料の免除又は所長が別に定める額への減額
- 2 前項の使用料の減免を受けようとする者は、第5条第1項の利用申込書にあわせて使用料減免申請書(様式第2号)を所長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 第1項の規定により、減額したあとの額に100円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

#### (研究員の立会い)

- 第17条 利用者が開放機器等を利用するときは、研究員は立ち会わないものとする。ただし、所長は、次の各号のいずれかに該当する場合に研究員を立ち合わせることができる。
- (1) 利用者が開放機器の操作等の指導を申し出たとき。
- (2) 所長が開放機器等の管理上、研究員の立ち会いが必要と認めたとき。
- 2 前項第1号の規定及び別表で定めるところにより、研究員が立ち会う場合は、第14条に規定する使用料のほか、指導料として1時間につき3,800円を徴収するものとする。ただし、前条第1項第8号及び第9項に該当する者にあつては2分の1に減額することができる。

#### (使用料及び指導料の不還付)

- 第18条 既に支払われた使用料及び指導料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することがある。
- (1) 第6条第4項の規定により利用許可を取り消したとき。
- (2) センターの責めに帰する理由により開放機器等が使用できなくなったとき。
- (3) 所長がその他特別の理由があると認めたとき。

#### (補則)

- 第19条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、所長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際に、現に地方独立行政法人鳥取産業技術センター設立に伴う廃止前の鳥取県産業技術センター条例(以下「旧条例」という。)及び鳥取県産業技術センター条例施行規則(以下「旧規則」という。)の規定により、開放施設等(旧条例別表第1の1の表に規定するイミュニティ電波暗室、無響室及び残響室並びに別表第1の2の表に規定する設備に限る。以下同じ。)の

平成 19 年 4 月 1 日以降の利用に係る許可を受けた者については、当該許可に限り、この規則の第 6 条第 1 項の許可を受けたものとする。

- 3 前項の許可に係る当該開放施設等の利用の使用料の額は、この規則の第 14 条の規定に関わらず、旧条例及び旧規則の例による。

附 則

- 1 この規程は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の改正前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法、特定産業集積の活性化等に関する臨時措置法、中小企業経営革新支援法又は産業活力再生特別措置法の認定又は指定を受けている者が、当該認定又は指定に係る計画を達成するために、その認定計画期間中に開放機器等を使用については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の改正後における第 16 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定は、この規則の施行の日以後に開始する開放機器等の使用について適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日等)

この規則は、平成 25 年 5 月 17 日から施行する。

附 則

(施行期日等)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成 26 年 6 月 2 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、別表中

「

複合・大型 3D プリンター	3,400	終日利用	計測制御	米子
----------------	-------	------	------	----

」の改正部分は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日等)

この規則は、平成 26 年 8 月 11 日から施行する。

附 則

(施行期日等)

この規則は、平成 26 年 11 月 19 日から施行する。

附 則

(施行期日等)

この規則は、平成 27 年 2 月 23 日から施行する。

附 則

(施行期日等)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

この規則は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

この規則は、平成28年2月2日から施行する。

附 則

(施行期日等)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

この規則は、平成29年3月6日から施行する。

附 則

(施行期日等)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

この規則は、平成30年5月7日から施行する。

附 則

(施行期日等)

この規則は、平成31年1月4日から施行する。

附 則

(施行期日等)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

この規則は、令和元年10月24日から施行する。

附 則

(施行期日等)

この規則は、令和2年2月18日から施行する。

附 則

(施行期日等)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

この規則は、令和2年4月24日から施行する。

附 則

(施行期日等)

この規則は、令和2年8月17日から施行する。



鳥取県産業技術センター開放機器等利用申込書

年 月 日

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター  
職 氏名 様

郵便番号  
申込者 所在地(住所)  
事業所名  
氏 名  
電話番号

次のとおり鳥取県産業技術センターの機器（設備）を利用したいので申し込みます。

利用目的	<input checked="" type="checkbox"/> 研究開発 <input type="checkbox"/> 品質管理 <input type="checkbox"/> 製造技術 <input type="checkbox"/> クレーム対応 <input type="checkbox"/> 商品開発(企画)・販路開拓等 <input type="checkbox"/> その他( )				
利用機器 及び 利用日時等	機器等の名称	利 用 日 時			
		年	月	日	時 分～
		年	月	日	時 分
		年	月	日	時 分～
		年	月	日	時 分
		年	月	日	時 分～
	年	月	日	時 分	
操作等の指導 (有料)	<input type="checkbox"/> 希望する( 時間) <input type="checkbox"/> 希望しない				
利用料金の 支払い方法	<input type="checkbox"/> 申込時(現金) <input type="checkbox"/> 当日(現金) <input type="checkbox"/> 後払い(現金) <input type="checkbox"/> 後払い(振込)				
備 考					

【産業技術センター使用欄】	整理番号(No. )						
申込みのとおり、機器の利用を承認(不承認)してよろしいか伺います。							
年 月 日	<table border="1"> <tr> <td>所 長</td> <td>合 議</td> <td>担当研究員</td> </tr> <tr> <td>印</td> <td>印</td> <td>印</td> </tr> </table>	所 長	合 議	担当研究員	印	印	印
所 長	合 議	担当研究員					
印	印	印					
減免 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし(理由: )							

鳥取県産業技術センター使用料減免申請書

年 月 日

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター  
職 氏名 様

郵便番号  
申込者 所在地(住所)  
事業所名  
氏 名  
電話番号

印

次のとおり鳥取県産業技術センター使用料（操作指導料）の減免をお願いします。

利用機器・ 設備の名称	
利用の目的	<input type="checkbox"/> 研究開発 <input type="checkbox"/> 品質管理 <input type="checkbox"/> 製造技術 <input type="checkbox"/> クレーム対応 <input type="checkbox"/> 商品開発(企画)・販路開拓等 <input type="checkbox"/> その他(      )
利用期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
減免申請の額	
減免の理由	
備 考	

注) 氏名を自署する場合にあっては、押印を省略することができる。